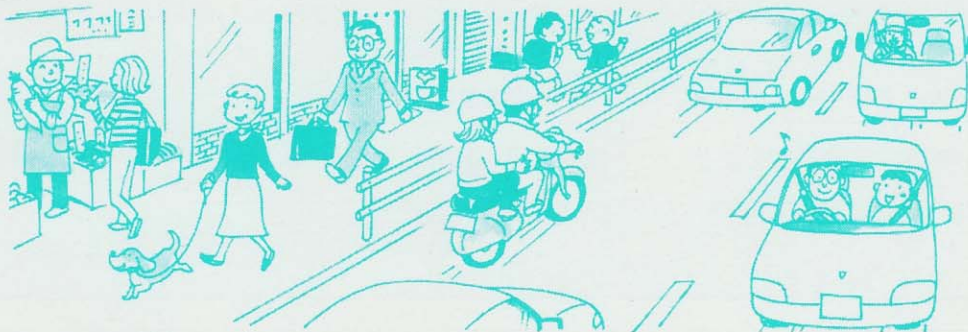


改正道路交通法

道路交通法の改正により、運転中の携帯電話等の使用などに対する罰則の見直しや飲酒検知拒否に対する罰則の強化、集団暴走対策の強化などが行われます。今回の改正は、車を運転するすべての人にかかわるものです。改正ポイントを正しく理解し、ルールを守って安全運転に努めましょう。



Q1. 運転中の携帯電話等の使用などに対する罰則規定の見直しについて正しいのは次のうちどれ？

- ① 運転中に携帯電話を手にとって、携帯の画面を注視しただけでも罰則の対象になる
- ② 運転中の携帯電話の使用は、交通事故を起こさなければ罰則の対象にならない
- ③ ハンズフリー装置を使用して携帯電話で話す場合も、罰則の対象になる

Q2. 飲酒運転対策として新たに強化される罰則は次のうちどれ？

- ① 飲酒運転の呼気検査を拒否した人に対する罰則の引き上げ
- ② 飲酒運転による交通事故を起こした人に対する罰則の引き上げ
- ③ 飲酒運転をしている人の車に同乗している人に対する罰則の引き上げ

Q3. 違法駐車対策として新たに強化されるものは次のうちどれ？

- ① 車両を放置した運転者が特定できない場合、放置車両の使用者（車検証に記載された管理者）に違反金の納付命令が出される
- ② 違反金を滞納している場合、車検を受けることができない
- ③ 放置駐車取締り関係事務を民間法人に委託できる

A1. →正解は①

自動車や原動機付自転車の運転中の携帯電話等の使用などについては、平成11年の道路交通法改正により禁止規定が設けられていましたが、これらの規定に違反した者に対する罰則は、違反行為によって道路における交通の危険を生じさせた場合に限られていました。今回の改正により、これまでの罰則に加えて、運転中の携帯電話等を使用すること自体が罰則の対象となります。反則金は大型自動車が7千円、普通自動車と自動二輪車が6千円、原動機付自転車が5千円となり、減点は1点となります。これは平成16年11月1日から施行されます。

A2. →正解は①

飲酒運転については、平成14年6月に罰則の引き上げや行政処分の強化が行われ、成果を上げていますが、飲酒運転の呼気検査を拒否する事例が増えています。そこで今回の改正により、飲酒運転による交通事故を防止するため、警察官による飲酒運転の呼気検査を拒否した人に対する罰則が引き上げられます。これは平成16年11月1日から施行されます。

A3. →正解は①②③すべて

違法駐車は交通事故や交通渋滞を引き起こす原因となるほか、救急車や消防車などの緊急車両の通行の妨げにもなります。放置車両にかかわる使用者の責任強化を図り、違法駐車取締り事務の合理化を図るために今回の内容に改正されます。これらは公布日（平成16年6月9日）から2年以内に施行されます。